

資料 1 3 （石狩北部地区消防事務組合消防計画）

石狩北部地区消防事務組合消防計画

消 防 本 部

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 組織計画
 - 第1節 総則（第3条－第5条）
 - 第2節 平常時の事務及び編成（第6条－第8条）
 - 第3節 非常時の事務及び編成（第9条・第10条）
- 第3章 消防力等の整備計画
 - 第1節 総則（第11条）
 - 第2節 消防力等の現況（第12条）
 - 第3節 消防施設整備計画（第13条－第16条）
- 第4章 教育訓練計画
 - 第1節 総則（第17条）
 - 第2節 教養訓練（第18条－第21条）
- 第5章 災害予防計画
 - 第1節 総則（第22条）
 - 第2節 火災予防指導（第23条－第25条）
 - 第3節 火災予防査察計画（第26条）
 - 第4節 風水害等の予防指導（第27条）
 - 第5節 広報活動（第28条）
- 第6章 警報発令伝達計画
 - 第1節 総則（第29条）
 - 第2節 火災警報（第30条－第32条）
 - 第3節 その他の警報（第33条）
- 第7章 情報計画
 - 第1節 総則（第34条）
 - 第2節 情報収集（第35条）
 - 第3節 情報報告及び連絡（第36条）
 - 第4節 情報広報（第37条）
 - 第5節 情報記録（第38条）
- 第8章 避難計画
 - 第1節 総則（第39条）
 - 第2節 指示の基準（第40条）
 - 第3節 指示の伝達（第41条）
 - 第4節 避難場所の指定及び誘導方法（第42条－第44条）
- 第9章 応援協力計画
 - 第1節 総則（第45条）
 - 第2節 消防相互応援計画（第46条－第50条）
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この計画は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に定める任務を遂行するための必要な事項を定めるほか、当別町地域防災計画、新篠津村地域防災計画及び石狩市地域防災計画（以下「関係市町村地域防災計画」という。）に定める消防が行う事務について必要な事項を定め、石狩北部地区消防事務組合（以下「組合」という。）の管内に発生する火災及びその他の災害を予防、警戒及び鎮圧するにあたって、消防機関がその機能のすべてを発揮して住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

(計画の修正)

第2条 この計画は、組合格管内に置ける消防事象の変化、消防の組織、機構及び施設等の整備にともない、本計画に検討を加える必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

第2章 組織計画

第1節 総則

(目的)

第3条 本章に定める消防の組織、編成及び所掌事務は、平常時及び非常時の火災又はその他の災害に際し、消防隊の行う消防活動が迅速かつ的確に推進することを目的として定めるものとする。

(人員施設等の確保)

第4条 消防長は、本章に定める消防隊が強固な編成となるよう消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）及び消防事象等を考慮して、消防職員及び消防団員（以下「職団員」という。）の確保並びに消防施設の増強に努めなければならない。

(災害時における準用)

第5条 本章に定める消防隊の編成及び所掌事務は、火災以外の災害についても準用する。

第2節 平常時の事務及び編成

(平常時の消防本部、消防署及び消防団の事務機構及び事務分掌)

第6条 消防本部、消防署及び消防団（以下「消防本部等」という。）の配置管轄区域及び事務分掌は、石狩北部地区消防事務組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和45年石狩北部地区消防事務組合条例第5号）、石狩北部地区消防事務組合消防団条例（昭和45年石狩北部地区消防事務組合条例第6号）、石狩北部地区消防事務組合消防本部組織規則（平成7年石狩北部地区消防事務組合規則第5号）、石狩北部地区消防事務組合消防署の組織に関する規程（平成6年石狩北部地区消防事務組合訓令第2号）、石狩北部地区消防

事務組合消防団規則（昭和 45 年石狩北部地区消防事務組合規則第 5 号）石狩北部地区消防事務組合副管理者事務分担規程（平成 11 年石狩北部地区消防事務組合訓令第 1 号）の定めるところによる。

（平常時消防部隊の編成）

第 7 条 消防長は、通常火災及び通常災害（以下「災害等」という。）に備え消防部隊を常時編成しなければならない。

（消防部隊）

第 8 条 前条の消防部隊は、職団員で編成するものとする。

2 各隊の部隊編成は、消防長、消防署長及び消防団長が定める。

第 3 節 非常時の事務及び編成

（非常時の消防本部等の事務機構及び事務分掌）

第 9 条 消防長は、非常時の事務機構及び事務分掌を確立しなければならない。

（非常時消防部隊の編成等）

第 10 条 消防長は、前条の場合において必要と認めるときは、非常時消防部隊を編成するものとする。

第 3 章 消防力等の整備計画

第 1 節 総則

（目的）

第 11 条 本章に定める計画は、消防の人員、施設、機械器具及び資材等を逐年整備して消防力の増強を図り、かつそれらの消防施設等を良好な状態に維持管理するために必要な事項について定めるものとする。

第 2 節 消防力等の現況

（消防力等の現況）

第 12 条 消防長は、常に消防力等の現況を把握しなければならない。

第 3 節 消防施設整備計画

（消防本部等の整備）

第 13 条 消防本部等の整備については、消防力の整備指針によるもののほか、当別町、新篠津村及び石狩市（以下「関係市町村」という。）の実態に合わせて消防体制の充実強化を図るものとする。

2 震災等を考慮し、庁舎の耐震性及び耐火性を図り、また非常電源装置等の電力を確保するものとする。

（消防車両等の整備）

第 14 条 消防車両及び資機材（以下「消防車両等」という。）の整備については、消防力の整備指針によるもののほか、中高層建築物火災、危険物火災及び特殊災害等に対応できるよう近代的な消防車両等の整備を図るものとする。

2 人命救助資機材の整備については、複雑多様な災害事故に迅速な対応がで

きるよう、近代的な資機材等の整備を図るものとする。

（通信施設の整備）

第 15 条 通信施設の整備については、災害等通報の受報体制の確立を行うとともに、消防部隊が迅速かつ的確に消防活動が行えるよう次により整備を図るものとする。

- (1) 消防部隊の出動指令体制の確立
- (2) 関係機関への通報体制の確立
- (3) 指揮本部からの指揮命令体制の確立

2 次に掲げる通信体制を確保するものとする。

- (1) 同時災害通報の受報体制の確保
- (2) 消防署、支署等間の消防専用電話回線の確保
- (3) 関係機関への直通電話回線の確保
- (4) 消防車両に車載用無線電話機の確保
- (5) 携帯用無線電話機の確保
- (6) 災害等情報連絡収集のための携帯電話機の確保

（一般施設の整備）

第 16 条 災害等の現場における職団員の諸行動を習熟させるために、必要な各種訓練施設の整備を図るものとする。

第 4 章 教育訓練計画

第 1 節 総則

（目的）

第 17 条 この計画は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 52 条の規定に基づき、職団員が消防に関する知識及び技能の習得並びに向上のため、教育訓練を受けるとともに、火災又はその他の災害等において、消防活動が最も円滑、効果的に実践し得るよう定めることを目的とする。

第 2 節 教養訓練

（教養訓練の計画及び実施）

第 18 条 教養訓練は、職団員が職務と責任の遂行に密接な関係のある知識、態度及び技能等を内容とするものとし、計画的に実施するものとする。

（教養訓練の分類）

第 19 条 教養訓練は、委託教養及び一般教養とする。

（委託教養）

第 20 条 委託教養は、次の各号に掲げる機関に職員を派遣して行うものとする。

- (1) 消防大学校
- (2) 北海道消防学校
- (3) 北海道市町村職員研修センター

(4) その他消防長が必要と認める機関

(一般教養)

第 21 条 一般教養は、組合及びそれぞれの所属において消防長及び消防署長(以下「消防長等」という。)が行うものとする。

研修項目	研修内容	研修期間	年間研修回数
新採用職員研修	1 消防組織法、消防法 2 地方公務員法 3 救急法、予防業務 4 訓練礼式、体育	5 日	1 回
イメージアップ研修	1 接遇要領	0.5 日	(隔日) 2 回
ステップアップ研修	1 組織における自己の役割 2 後輩指導	2 日	1 回
昇任者研修	1 倫理 2 部下指導要領 3 リーダーシップ論 4 消防訓練	1 日	2 回
新任係長研修	1 倫理 2 部下指導要領 3 リーダーシップ論 4 指揮訓練	1 日	1 回

第 5 章 災害予防計画

第 1 節 総則

(目的)

第 22 条 この計画は、災害を未然に防止し若しくは災害時に被害を最小限に止めるため、火災予防指導、火災予防査察、火災予防広報及び風水害の予防指導等について必要な事項を定めるものとする。

第 2 節 火災予防指導

(防火管理に関する講習会)

第 23 条 消防法第 8 条第 1 項で定める防火管理者の資格を付与するため、毎年必要に応じて消防法施行令第 3 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に定める消防長が行う防火管理者資格取得に関する講習会の実施計画をたて、学術及び技術的指導を行い、その向上を図るものとする。

(危険物取扱者への指導)

第 24 条 危険物による火災を防止するため、危険物取扱者に対し法令の遵守指導を行うものとする。

(自主防災組織等への指導)

第 25 条 自主防災組織その他の各種団体に対し、避難、通報の訓練及び初期消火方法等についての指導を行うものとする。

第 3 節 火災予防査察計画

(火災予防査察)

第 26 条 火災予防査察は、石狩北部地区消防事務組合火災予防規程（平成 17 年石狩北部地区消防事務組合訓令第 1 号）による。

第 4 節 風水害等の予防指導

(風水害等の予防指導)

第 27 条 暴風、豪雨及び洪水など自然現象によって、事前に被害の発生が予想され、あるいは巡視警戒等によって危険状態を察知し、被害の発生が予想される場合は、被害の発生、拡大を防止するため関係者等に予防指導をするものとする。

第 5 節 広報活動

(予防広報)

第 28 条 春季、秋季の火災予防運動、林野火災予防運動、歳末特別警戒、気象警報発令時及び強風時で火災発生のおそれが大であるときは、出火の未然防止を図るため、次の広報活動を行い住民に対する防火思想の普及徹底を図る。

- (1) 立看板の掲出、防火ポスター、防火チラシ等の配布掲示
- (2) 広報紙の発行
- (3) 広報車による巡回広報
- (4) 小中学生に対する防火思想の普及並びに作文の募集
- (5) 各種事業所及び団体に対する防火教室の実施
- (6) その他火災予防上必要な広報活動

第 6 章 警報発令伝達計画

第 1 節 総則

(目的)

第 29 条 本章に定める計画は、火災に関する警報の円滑な取扱を行い、警報発令の徹底と消防体制の強化を図り、火災予防及び消防警備の万全を期することを目的とする。

第 2 節 火災警報

(火災警報の発令)

第 30 条 火災警報の発令は、石狩北部地区消防事務組合火災予防規程による。

(警報の伝達及び周知)

第 31 条 警報の伝達及び周知は、石狩北部地区消防事務組合火災予防規程による。

(火災警報の解除)

第 32 条 火災警報の解除は、石狩北部地区消防事務組合火災予防規程による。

第 3 節 その他の警報

(その他の警報の伝達及び周知)

第 33 条 消防長は、その他の警報を受理したときは、各消防署に伝達しなければならない。

2 津波警報が発表されたときは、地域住民へ周知徹底を図らなければならない。

第 7 章 情報計画

第 1 節 総則

(目的)

第 34 条 災害情報及び災害が発生したときの状況並びに被害状況を消防機関として迅速かつ的確に把握して、適切なる処置について定めるものとする。

第 2 節 情報収集

(情報収集)

第 35 条 消防長等は、災害が発生した場合及び各種警報が発表され、災害の発生のおそれがある場合は、直ちに災害等の状況について情報を調査収集するものとする。

第 3 節 情報報告及び連絡

(情報報告及び連絡)

第 36 条 消防長等は、調査収集した災害情報等について、必要に応じ関係機関に連絡するものとする。

第 4 節 情報広報

(情報広報)

第 37 条 消防長等は、被災地域の混乱防止及び人心の安定を図るため迅速かつ適切なる広報活動を行うものとする。

(1) 消防長等は、必要に応じ広報車等により住民に災害状況等を広報する。

(2) 消防長等は、必要に応じテレビ、ラジオ及び新聞等の報道機関等を通じ住民に災害状況等を広報する。

第 5 節 情報記録

(情報記録)

第 38 条 災害の情報は、被害状況の確認及び今後の災害対策資料とするため、災害状況調査表、報告書、記録写真、広報資料等を保存する。

第 8 章 避難計画

第 1 節 総則

(目的)

第 39 条 この計画は、災害が発生し又は発生が予想される場合において災害か

ら住民の生命、身体及び財産を保護し、かつこれらの災害から地域住民の避難誘導を的確に行うため、この計画を定めるものとする。

第2節 指示の基準

(指示の基準)

第40条 災害が発生し又は発生が予想される場合において、災害から人命及び身体を保護するため特に必要と認めるときは、市町村長の指示により消防長等は、住民に対して避難のため立ち退きを指示するものとする。

第3節 指示の伝達

(指示の伝達)

第41条 消防長等は、避難の指示を消防車両による広報と伝達員による各戸毎の伝達を行うものとする。

第4節 避難場所の指定及び誘導方法

(避難場所の指示)

第42条 避難場所にあつては、関係市町村地域防災計画に指定された場所とする。

(避難誘導方法)

第43条 誘導員は、混乱した避難者を鎮静して安全確実に避難させることを第一とし、行動の自由を確保するため、携帯品等は必要最小限とするよう指導に努めるものとする。

2 避難順位は通常、災害時要援護者を優先して行うものとする。

3 最も安全な避難経路を指示し、特に危険な箇所については、事前に誘導員を配置し避難中の不慮の事故を防止するものとする。

4 避難開始とともに警察官の協力を求めて警戒区域を設定し、危険防止及びその他財産保護等必要な警戒連絡を行うものとする。

(避難誘導の任務分担及び区域)

第44条 避難誘導の任務分担及び区域（津波危険予想地域及び崖地崩壊危険地域）について、関係市町村地域防災計画に基づき、各消防署においてあらかじめ作成しておくものとする。

第9章 応援協力計画

第1節 総則

(目的)

第45条 この計画は、消防組織法第39条の規定に基づく、全国の市町村及び消防機関の相互応援について必要な事項を定めるものとする。

第2節 消防相互応援計画

(北海道広域消防相互応援協定)

第46条 北海道内の市町及び消防一部事務組合相互の応援に関しては、「北海

道広域消防相互応援協定」(以下「協定」という。)に定めるところによる。

2 協定に基づく申し合わせ消防本部は、次のとおりとする。

- (1) 江別市消防本部
- (2) 小樽市消防本部
- (3) 増毛町消防本部
- (4) 岩見沢地区消防事務組合消防本部
- (5) 滝川地区広域消防事務組合消防本部
- (6) 札幌市消防局
(緊急消防援助隊)

第 47 条 全国の消防機関相互による援助体制に関しては、「緊急消防援助隊運用に関する要綱」に定めるところによる。

(北海道消防防災ヘリコプター及びドクターヘリコプター等の応援協定)

第 48 条 北海道内の市町及び消防一部事務組合に対する航空応援に関しては、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に定めるところによる。

2 ドクターヘリコプターの要請については、「ドクターヘリコプター運行要領(運行主体：手稲溪仁会病院)」に定めるところによる。

3 ラピッドレスポンスビークルの要請については、「Rapid Response Vehicles(医師派遣用自動車)運用に係る協定書(運行主体：手稲溪仁会病院)」に定めるところによる。

(船舶火災に関する応援協定)

第 49 条 船舶火災の応援要請については、小樽海上保安部との船舶火災に関する業務協定に定めるところによる。

(関係機関との協力)

第 50 条 災害時の協力機関として、次の各機関と協議しておくものとする。

- (1) 関係市町村(災害対策本部)
- (2) 警察署
- (3) 水道事業者
- (4) 電力会社
- (5) ガス会社
- (6) その他

附 則

(施行期日)

この計画は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

この計画は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

この計画は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

この計画は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

この計画は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

この計画は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

この計画は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この計画は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。